

## レーザー加工管理技術者の認証についてのクレジット・システム

レーザー加工管理技術者の認証において、次表（認証についてのクレジット・システム）で定めるポイントが、申請時期をさかのぼる 5 年（60 か月）以内に、1 級レーザー加工管理技術者においては 54 ポイント以上、2 級レーザー加工管理技術者においては 27 ポイント以上 獲得したことを証明できる者は、認証の際の筆記試験及び口述試験を免除することができる。

- 1) **適用**：LPSF 1001-2011 によるレーザー加工管理技術者の認証に適用する。
- 2) **申請**：活動及び実績が一般社団法人レーザープラットフォーム協議会の場合のみは、審査委員会で確認できるため提出する必要はない。  
一般社団法人レーザープラットフォーム協議会以外に活動及び実績がある場合で、クレジット・システムの適用を希望する申請者は、審査申請書と併せて、クレジット・システム審査申請書及び次の項で定めるポイントに関する証明書類を提出しなければならない。
  - 3) **ポイントの証明書類**：
    - (i) 研修会、講習会、検討会、学術発表会、見学会等に出席又は発表（論文提出）、あるいは講師や座長を務めたことの証明は、会の主催を代表する者の証明書。
    - (ii) 刊行物への執筆、投稿、出版等は著述を証明するコピー。
    - (iii) コンサルタント業務については、業務受託先責任者の証明書（受託業務内容と従事した時間の記載が必要）
  - 4) **審査及び結果の通知**：  
レーザー加工管理技術者認証委員会より委託された審査委員会は、提出された書類を審査し、必要な場合電話、面談等による調査や確認を行った上、クレジット・システム適用の妥当性を審査し、その結果を申請者に通知する。
  - 5) **異議申立て**：  
前項の審査結果に異議のある者は、その理由を付した上、異議を申し立てることができる。

表：認証についてのクレジット・システム

区分番号	活動及び実績	ポイント
①	レーザ加工及び関連する技術 <sup>注1)</sup> に関する学・協会及び教育・研究機関等が主催する研修会，講習会，研究委員会，検討会，学術発表会等において，講師又は座長を務めた者。	1 時間 <sup>注2)</sup> あたり 3
②	レーザ加工及び関連する団体の発行する書籍，定期刊行物等への，依頼による執筆，又はレビューを伴う論文の投稿 <sup>注3)</sup> ， <sup>注6)</sup> 。	1 件あたり 18
③	区分番号①に該当する会合に，発表論文等を提出又は発表を行った場合 <sup>注3)</sup> ， <sup>注6)</sup> 。	1 件あたり 12
④	区分番号①に該当する会合に出席した場合 <sup>注3)</sup> 。	1 時間 <sup>注2)</sup> あたり 1
⑤	外部団体及び外部企業 <sup>注7)</sup> に対して，レーザ加工及び関連する技術 <sup>注1)</sup> に関するコンサルタントを行った場合。（業務の一環として行っている内容は除く。）	1 時間 <sup>注2)</sup> ， <sup>注4)</sup> あたり 1
⑥	その他，レーザ加工及び関連する技術 <sup>注1)</sup> への社会的貢献又は第3者への貢献，並びに自己研鑽に寄与したと自他ともに認められる活動で，いずれも第3者による証明が可能なもの。レーザ加工及び関連する技術 <sup>注1)</sup> に関する外部団体等からの表彰，規格化・標準化への貢献あるいは学・協会等への貢献等 <sup>注5)</sup> ， <sup>注6)</sup> 。	別に定める <sup>注5)</sup>

注1) レーザ加工及び関連する技術とは，レーザ加工管理技術者に要求される技術分野に限定される。

注2) 正味 45 分を 1 時間とカウントしてよい。

注3) 区分番号②において，レビューを伴わない論文投稿，あるいは自主投稿による場合は，③項のポイントが適用される。

注4) コンサルタント業務には，調査・準備等の時間を含めることができるが，旅行・移動等の時間を含めることはできない。

注5) 区分番号⑥の審査については，委員会が内容の妥当性評価を行い，必要により証明書類等の提出を求め，ポイントを決定し総合評価する。社会的貢献には，レーザ加工業界に有益な特許の成立が含まれる。

注6) 著作物，論文等が共著の場合，少なくとも 10%の貢献がなければカウントされない。特許や表彰が複数による場合も同様に，少なくとも 10%の貢献がなければカウントされない。

注7) グループ企業は除く。